

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所職員の
勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日
国立文化財機構細則第11号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤務		始業	終業	休憩時間
育児又は介護を行う職員	早出	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時
	遅出	午前9時30分	午後6時15分	

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。